

「ある『BC級戦犯』の手記」

2019年07月17日

アジア太平洋戦争犯罪人を裁く極東国際軍事裁判（東京裁判）において、7名がA級戦犯とされて、死刑判決を受け、絞首刑になった。東京裁判は戦勝国からの一方的な裁判で、公正性がないと批判する人もいる。ドイツ・ナチズムを裁いたニュルンベルグ裁判も同じ批判があろうが、国際法上は、認知された裁判と言えるであろう。BC級裁判に関しては、世界の各地で行われ、5,700人が起訴され、約1,000人が死刑判決を受けている。BC級裁判は、杜撰な調査、通訳の不備、報復感情に流され、公正性を欠く裁判が多くあった。刑死、獄死した人々の遺書を編集した大著『世紀の遺書』が出版されている。彼らは家族への篤い思いを認め、もがきながら死を受け入れていく心情、また、受け入れられない無念さを綴った彼らの遺書は涙なくしては読めない。BC級戦犯が置かれた状況を正しく捉えることが大切で、そこに、戦争の不条理さが見えてくると思っている。

宗教学者の山折哲雄氏が『ある「BC級戦犯」の手記』を編集し、中央公論社から出版している。「あるBC級戦犯」は冬至堅太郎氏である。冬至氏は1914年（大正3年）に福岡市で生まれ、東京商科大学（現、一橋大学）に進学し、1942年に陸軍主計中尉に任官している。1945年、連合軍の本土侵攻に備え、九州方面が作戦地域として編成され、福岡市出身の冬至氏は、福岡の防衛の任に着いた。6月19日、B29が襲い、福岡市は火の海と化した。妻子は疎開しており、父親は無事であったが、母親が行方不明となった。遺体安置所で母親の遺体を見つけ、煙による窒息死と判明した。折しも、B29の搭乗員が捕虜になり、処刑されるどころだった。親の仇と処刑執行を志願し、4人の米兵捕虜を斬首した。正式な軍律会議を経たものと思っていたが、行われていなかった。戦後、戦争犯罪人の告発がなされ、冬至氏は、逃亡するか、自決するかを迫られた。住職・蓬舟和尚と出会い、自決せず「その時を精一杯生きよ」と諭される。生きることを決意した矢先、戦犯として捕らえられ、その後、巢鴨刑務所に移される。その間の置かれた状況と心の動きを『苦闘記』に克明に書き綴っている。死刑は避けられないと覚悟しているが、心の平安を求めて格闘する。冬至氏は自分を「無宗派」と言い、来世に望みを置く信仰を認めず、死ねば「無」になるとの心情を貫いた。仏教が説く、因果の鉄則が仏の大慈悲であるなら、祈ろうと祈るまいと、感謝しようとするまいとも、常に仏の大慈悲に抱かれている。ここに、絶対の救いがあると見出した。万物流転の法そのものを仏として仰ぐという信仰であろう。死刑執行が命じられ、牢から引き出されて行く多くの死刑囚を彼は見送っている。張りつめた空気が流れ、少ない別れの言葉を交わしている。仏教者は「我、今弥陀の本願により浄土に生まれんとす、豈（あに）嬉しからずらや」、クリスチャンは「神よ、願わくば我をして彼らを許すことを得さしめ給え」と書き残している。不思議な平穏が広がっているが、「（死刑）執行の呼び出しを受けた瞬間、生への希望は断たれ、それと同時に煩惱も霧散するのである。そのあとに残るものは何か。即ち悟りの境地であり本来の姿にかえった人間なのだ」と書いている。教誨師として真言宗豊山派の僧正・田島隆純氏が来られ、「私は僧侶の身でありながら戦争に協力しました。私こそ戦争犯罪人です。… それだけでも貴方たちに濟まないことで、… この上は、皆さんの命が助かりますようにできるだけことは致します」と挨拶した。助命嘆願運動に全力を注がれ、死刑囚たちの深い信頼を集めた。田島氏は、仏教の究極の教えを伝えると言い、「現在を最高に生きるということです。それが即ち永遠に生きる道なのです。… 一日一日を最善に生きて下さい」と諭したという。冬至

氏は 1948 年に死刑判決を受けるが、1950 年に終身刑に減刑される。友人たちから大喜びされた。「踊躍（ゆやく）歓喜というような気持ちは少しもない」と書いているが、「減刑のニュースに集ふ妻子らを思ひしときに涙あふれむ」と詠っている。

続く『巣鴨日記抄』には、巣鴨プリズンに収容された 1945 年 8 月 30 日から 1950 年 7 月 14 日までの日記を抄録している。『巣鴨日記抄』は『苦闘記』とは違う視点で、個人的な心情を率直に著している。父親、妻、子どもたちに対する愛が吐露され、巣鴨プリズンでの生活の様、死刑が執行された囚人たちを含め、彼らが置かれた状況や心の動きが報告されている。冬至氏をはじめ、彼らの落ち着いた生活態度には驚かされる。冬至氏の求道は、「悟りといい、無我といい、あるいは虚空という境地は、結局は個としての我をすてて普遍なる我に立つことだと思ふ。それは同時に神、あるいは絶対の真理に一体化することである。— … 大きな飛躍を要する。深く、巾広い溝の向こうに悟りの境地がある。この溝を越すためには飛躍をせねばならぬ」である。勾留されて 3 年目に、死刑を言い渡される。「遂に来るべき判決の日は来た。絞首刑！これが私に与えられた判決である」と淡々と書いている。そして、「堅太郎よ、来るべきところに来た。これから本当のお前の闘いが始まるのだ。お前自身と闘え。そして逞しい人間をきずけ」と自らに言い聞かせている。BC 級戦犯の場合、上官から責任をなすり付けられ、承服できず無念な思いで処刑された人々が少なくないが、冬至氏の場合、正式な裁判が行われていなかったことを知らなかったけれども、米兵捕虜の斬首を志願して、執行したのであるから、覚悟はしていた。しかし、重い判決であった。「囚はれの三とせを過ぎて艶うせし遺髪（かみ）にふれつつ妻は泣くらむか」と、妻を案じて詠っている。「私は年齢は数えまい。時間的な長さが何であろう。人生の価値は瞬間の充実さによってきまるのではないか。私の余命がどれだけあるか知らない。知る必要もない。今日一日、今の一分としよう。その日、一分を生きよう」と言う。しかし、部屋替えを迫られた時、てっきり死刑執行と思い込み、同じ死刑宣告を受けていた友の顔から血が引いているのを見て、「僕の顔色はどうだ？」と聞くと、「蒼いぞ」と言われた。「私は腹が立った。死に対して準備ができていると思っていたのは幻影に過ぎなかったのか」とも書いている。

妻の安余さんをはじめ、友人たちは減刑嘆願書集めに懸命であった。一万五千人から集めた。「キリスト教の植村女史の嘆願書まで貰ったという。植村女史に会うまでに五、六人の紹介を経たとのこと。安余の苦労と熱意には驚くばかりだ」と書いている。植村女史とは植村環牧師のことであろう。1950 年に、終身刑に減刑との報を受ける。「『そうか、やっぱり本当だったのか』…『お目出度う』といわれて私は返す言葉がなかった。…今日のラジオニュースを聞いた父上、安余、警固のご両親、その他親しき方々の顔がまざまざと浮かぶ」と書き、「ひととせを秘めてもち来しわが遺髪明け行ゆく朝の水に流すも」と、遺髪に用はなくなると詠っている。『巣鴨日記抄』は、7 月 17 日の「戦争は嫌だ」という言葉で終わっている。1956 年 7 月 20 日、巣鴨プリズンを出所する。戦争責任を問われ、死刑判決を受け、深い苦悩の中で、今を生きることを求めた冬至氏の誠実な姿勢に感銘を受けた。深い求道から得る思索は人を立たせる力を持っている。

戦争によって地獄を経験し、亡くなった人、生き残った人たちの死と生は重い。このような地獄を生み出した政治の責任を問うことが、同じ地獄を招来させない唯一の道ではないかと、いつも思う。